

【学生用】甲南女子大学 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

第1版 2020.9.10

第6版 2022.9.12

【目次】

ガイドラインの趣旨	1
1. 感染防止対策について	1
(1) 健康管理	1
(2) 検温システム	1
(3) マスクの着用	1
(4) 手洗いの徹底、アルコール消毒の活用	1
(5) 感染対策の身だしなみ	1
(6) 3密の回避	2
(7) 換気の徹底	2
(8) 消毒の実施	2
2. 通学について	2
(1) 公共交通機関	2
(2) 徒歩通学	2
(3) スクールバス乗場	2
(4) スクールバス車内	2
3. 対面授業の実施について	3
(1) 受講における注意事項	3
(2) 対面授業の補講	3
4. 大学施設の利用について	3
(1) コモンルーム	3
(2) フリースペース	3
(3) 食堂	4
(4) 図書館	4
(5) ファミリーマート・大学生協	4
5. 課外活動について	5
(1) クラブ活動	5
(2) 各種イベント	5
6. 感染または感染の疑い等がある場合の対応について	5
(1) 発熱等の症状がある場合	5
(2) 感染が判明した場合	5
(3) 濃厚接触者に該当した場合	6
(4) 感染、または濃厚接触者の疑いがある場合	6
(5) 基礎疾患等を有する場合	7
7. 学内で感染者が発生した場合の対応について	7
(1) 臨時休校および消毒の実施	7
(2) 授業等の取り扱い	7
(3) 個人情報の取り扱い	7

ガイドラインの趣旨

甲南女子大学は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面授業を中心としながらオンライン授業も組み合わせ、新型コロナウイルス禍での大学運営を行っていきます。対面授業の実施にあたって、大学・教職員が最大限の感染防止対策を講じ、学生自身も当事者として感染予防に努めていただくためにガイドラインを制定しました。学生の皆さまは、「新しい生活様式」を実践するとともに、本ガイドラインに則して行動していただくようお願いいたします。また、本ガイドラインは大学全体の内容です。各学部・学科により個別に指示があった場合は、その指示に従ってください。

なお、地域の感染状況等により、本ガイドラインの見直しを行う場合があります。

1. 感染防止対策について

(1) 健康管理

- 1) 毎朝、自宅で検温および体調を確認してください。
- 2) 健康管理の際は、体調チェックシート（大学ホームページ参照）を活用して記録してください。
- 3) 発熱、倦怠感、咳、喉の痛み等、体調に異変がある場合は、登学せず自宅で休養してください。
- 4) 新型コロナウイルス感染症の感染疑い有無に関わらず、PCR検査等を受検することになった場合は検査結果が判明するまで必ず自宅で待機してください。

(2) 検温システム

- 1) キャンパス内への入構の際は、サーマルカメラによる体温検査を受けてください。
- 2) サーマルカメラは次の2か所に設置しています。
 - ① 管理棟下（スクールバス乗車時、裏門から徒歩での入構時）
 - ② 正門守衛室前（正門から徒歩での入構時）※ 雨天時、②のサーマルカメラは利用できません。必ず①の管理棟下で検温してください。
- 3) 警告が出た際は、保健センターの接触型体温計で実測し、37.5℃以上の場合、授業担当教員に連絡し速やかに帰宅してください。

(3) マスクの着用

- 1) マスクは各自で持参し、大学構内（スクールバス乗車時を含む）では必ず着用してください。
- 2) スクールバス乗車時、キャンパス内入構時に警務員等が確認します。
- 3) 食事時の会話は禁止です。食事中以外は必ずマスクを着用し、会話時には一定の距離を保つよう心掛けてください。

(4) 手洗いの徹底、アルコール消毒の活用

- 1) 登下校時、食事前、各施設・教室への入退室時には、石鹸と流水による念入りな手洗いを心掛けてください。
- 2) 手洗いの時間が取れない場合は、適宜アルコール消毒を活用してください。
- 3) できる限り各自で手指消毒剤を携帯し、適宜活用してください。

(5) 感染対策の身だしなみ

- 1) 食事等でマスクを外す際は、マスクケース等を利用してください。
- 2) 感染リスクを低減させるため、食事等で机を利用する際は、クロス等を活用してください。
- 3) マスクケースやクロスは、可能な限り毎日洗濯して使用してください。

(6) 3密の回避

- 1) 大学キャンパス内外を問わず、密閉空間、密集場所、密接場面を避けてください。
- 2) 人との間隔をできるだけ最低1m保ってください。

(7) 換気の徹底

- 1) 教室、大学院生室、コモンルーム、食堂、図書館、本山バス乗り場等の各施設では、窓や出入口を開けて常時換気を行います。スクールバスでは自然換気、機械換気を行います。
- 2) 冷暖房使用時も換気を行います。

(8) 消毒の実施

- 1) 教室、食堂、スクールバスは毎日消毒を行います。
- 2) ドアノブ、スイッチ、PC教室のキーボード等も毎日消毒を行います。

2. 通学について

(1) 公共交通機関

- 1) 混雑を避けた時間帯や比較的すいている車両の利用をお願いします。
- 2) 特別な理由がない限り待合中および乗車中は、必ずマスクを着用してください。
- 3) 乗車中の会話は、できるだけ控えてください。
- 4) 乗車中に手すりやつり革を利用した際は、手で顔を触らず、利用後は念入りな手洗いを心掛けてください。
- 5) 咳エチケットを心がけてください。
- 6) 窓際等の場所にいる際には、必要に応じて車内換気へのご協力をお願いします。

(2) 徒歩通学

- 1) 距離を保って（1m以上離れて）歩いてください。
- 2) 大声で話す、横に広がって歩く等、すれ違う人の迷惑にならないようにしてください。
- 3) 近隣住民に配慮し、住宅地の中を通行しないようにしてください。
- 4) スマートフォン等の電子機器類を操作しながら、歩かないでください。
- 5) 対人距離が保てない場合および会話をする場合は、マスクを着用してください。
- 6) 咳エチケットを心がけてください。
- 7) 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては、本学ガイドラインの対応を基本としつつ、熱中症に十分に気を付けてください。

(3) スクールバス乗場

- 1) マスクを着用していない方の入場はお断りします。
- 2) 待機中は、人との間隔をあけ、会話を控えてください。
- 3) 自然換気や機械換気を行うため、暑い場合または寒い場合があります。各自で衣類による温度調節をお願いします。

(4) スクールバス車内

- 1) 着座+立席にて最大45名程度で運行します。車内は自然換気や機械換気を行います。
- 2) 教職員席を設けますのでご理解ご協力をお願いします。
- 3) 短時間乗車ですが、狭い空間のため、会話は控えてください。

3. 対面授業の実施について

(1) 受講における注意事項

- 1) 教室では、学生同士の間隔として最低1mを目安にとるよう、座席を配置します。
着座可能な席（×印がない座席）に着席してください。（休憩時間も同様です。）
- 2) 教室は、授業の履修登録者数に合わせて調整します。指定された教室以外を使用したい場合は、教務課に事前に相談してください。
- 3) 座席表で指示があった場合、定められた場所に必ず着席してください。
- 4) 飛沫感染防止のため、至近距離での会話は避けてください。
- 5) 教員から事前に授業資料がデータで配信される場合があります。各自で印刷、またはデータを参照してください。
- 6) 教室内で配布物が準備された場合は、配布物を介した感染を防止するため、自分の分のみを持っていくようにしてください。
- 7) 教員から指示がない場合は、教室内のAV機器やマイク、その他備品に触れないでください。
- 8) 授業内容によって、フェイスシールドの着用や、機器・備品の消毒を求めることがあります。教員から指示があった場合、必ず従ってください。
- 9) ロッカー室等では不要な会話や食事をせず、着替えについても、一定の距離を保ち速やかに済ませてください。
- 10) 学生間で文房具等を貸し借りすることは避けてください。

(2) 対面授業の補講

- 1) 対面授業の補講は、原則オンライン（オンデマンド型）で実施されます。
- 2) 補講の欠席（課題の未提出等）は、失格要件に含まれます。

4. 大学施設の利用について

(1) コモンルーム

- 1) ポット、電子レンジ、冷蔵庫等の喫食に関わる機器の使用が可能なコモンルームでも、感染防止のため、手指消毒を行い利用してください。
- 2) 喫食が可能なコモンルームでも食事の際の会話は禁止します。また、食事のごみは、食後速やかに片づけるようにしてください。
- 3) 飲料の持ち込みは可能ですが、ペットボトル、水筒等、蓋つきのものに限りします。
- 4) 室内のPC、文房具等を使用した場合は次に利用する人のため、使用者がアルコール消毒をしてください。
- 5) その他不明な点は学科コモンルームスタッフ、または学部事務課スタッフに確認してください。

(2) フリースペース

- 1) 席に座る際は最低1m離れて座ってください。特に使用不可の席には×印が貼ってありますので、その席は使用しないでください。
- 2) 着座可能な椅子の移動・向きの変更、机を移動して使用することは禁止します。
- 3) 握手やハグ等お互いの体に接触する行為はできるだけ避けてください。
- 4) 咳エチケットを心がけてください。
- 5) 食べながら（お菓子を含む）会話をする等は、避けてください。
- 6) 食事・お菓子をシェアして食べる行為や・飲み物を回し飲みする行為は、避けてください。

- 7) 利用後は、机上进行をきれいに拭いて、ゴミ等は必ずごみ箱に捨ててください。
 - 8) 用件が済めば、長居せずに退室してください。特に昼休み等の混雑時は、食事が終われば席を次の人に譲ってください。
- ※ 貸し出し PC については、現時点では使用できません。使用可能になりましたら改めて掲示等で連絡します。

(3) 食堂

- 1) 食券購入時、食品受け取り時には 1 m 以上の対人距離を確保するために床にシールを貼っていますので、順序良く並んでください。
- 2) 着座可能な席に着席してください。
- 3) 着座可能な席が決まっていますので、食事が終われば席を譲ってください。
- 4) 食事中（マスクを外した状態）の会話は禁止します。
- 5) 食事の際に出たごみは、自分でごみ箱に捨ててください。
- 6) 登校する学生数により、指定した教室でのみ昼食喫食を認める場合がありますが、その場合も『(3) 食堂』に記載された事項を守り、利用後は机上进行をきれいに拭いてください。

(4) 図書館

1) 利用上の注意

1. 利用者自身で ID カードを読み取り機にタッチをお願いします。
2. 対人距離を確保するため、座席数を制限します。
3. 閲覧中に触った資料は書架へ戻さず、各階に設置された返却ボックスに置いてください。
4. カウンター前に並ぶときや資料を閲覧するとき等は、対人距離最低 1 m を確保してください。
5. 図書館が閉まっているときに貸出中の資料を返却する場合は、図書館入り口のブックポスト、またはスクールバス乗り場のブックポストに返却してください。
6. 休憩スペースでは、対面での飲食や会話を控えてください。
7. 使用済みのマスク、ビニール手袋等のゴミは指定されたごみ箱に廃棄してください。
8. なるべく静かに利用してください。

2) 館内の施設利用について

1. 開館日時や休館に関する情報は、ホームページや掲示等で明示します。
2. 本館 1F カウンター前に、除菌ボックスを設置しています。利用者自身で利用してください。
3. B1F ル・カフェ、4F エクリヴオン、リゾンは、利用を一部制限しています。
4. 検索用端末および貸出用ノート PC は利用を一部制限しています。
5. メディアコーナーは利用を一部制限しています。
6. エレベーターの利用は人数制限をしています。
7. 館内は、委託事業者と協力し、1 日に 2 回以上アルコールでの消毒を行います。

(5) ファミリーマート・大学生協

- 1) 機器操作時には、設置しているアルコール消毒液による手指消毒を行ってください。
- 2) 床にシールを貼り、1 m 以上のソーシャルディスタンスの確保をしています。印に従って並び昼のピーク時間帯は一方方向に通行してください。
- 3) 購入したものを学内で食べる際には、『(3) 食堂』に記載した事項を守ってください。

5. 課外活動について

(1) クラブ活動

- 1) 活動する団体は、参加者全員の活動状況の把握のため、「練習記録簿」を作成し管理してください。
- 2) 学内施設予約については、事前に学生生活課へ相談し許可を受けてください。
- 3) 学外活動は、原則コーチの帯同を条件とします。不在の場合は、上級生が監督者としての役割を務めてください。
- 4) 団体内で罹患者、濃厚接触者が判明した場合は、速やかに大学へ報告し、学生生活課からの指示に従ってください。
- 5) これらの対策を遵守できなかった場合は、活動を停止していただきます。
- 6) 社会状況の変化、学内の事情により、やむを得ず活動停止を命じる場合があります。

(2) 各種イベント

- 1) 以下の項目等について安全を確保するため、学生生活課に事前に確認し許可を受けてください。
 1. 使用場所（学内・学外）
 2. 使用日時、時間
 3. 使用人数（学内・学外者別）
 4. 外部来場者の有無
 5. 使用目的、用途
 6. 安全対策
- 2) 社会状況の変化、学内の事情により、やむを得ずイベントの中止を命じる場合があります。

6. 感染または感染の疑い等がある場合の対応について

(1) 発熱等の症状がある場合

- 1) 学校保健安全法第十九条により、「出席停止」となります。
- 2) 感染の可能性があるため、医療機関に電話で相談し、受診または自宅で休養してください。ただし、まん延状況により自治体の方針に従ってください。
- 3) 出席停止期間は、症状が治まるまでとします。
- 4) 出席停止期間中の対面授業については、別途学修機会が確保されます。症状がある場合速やかに授業担当教員へ直接連絡してください。ただし、連絡が遅れた場合は受理されない場合があります。

(2) 感染が判明した場合

- 1) 『(1) 発熱等の症状がある場合』と同様に、「出席停止」となります。
- 2) 以下の内容を「新型コロナウイルス罹患等報告フォーム（以下、「報告フォーム」という。）を使って速やかに報告してください。

ご不明な点は保健センター・からだの支援室（078-413-3127, hoken@konan-wu.ac.jp）へ連絡してください。

●報告フォーム URL <https://forms.office.com/r/QinQKn1W38>

報告時に必要な項目は、以下の内容です。

- ① 最終登学日
- ② 症状が最初に現れた日
- ③ 検査を実施した日（PCR 検査、抗原検査）
- ④ 「陽性」と判明した日



報告フォーム

- ⑤ 受診医療機関名
- ⑥ 管轄保健所名
- ⑦ 保健所等から出席停止の指示があった期間
- ⑧ 現在の症状（発熱、倦怠感、咳、喉の痛み等）
- ⑨ 海外渡航歴の有無
- ⑩ 症状が最初に現れた日の「2日前」からの行動履歴（学内、飲食や共用物の使用など）
- ⑪ 担当医の所見・治療方針等

（注）報告の際に判明していない項目があれば、判明した段階で「報告フォーム」を利用して新たに報告をお願いします。



報告フォームは大学HPにある右記のバナーからもアクセス可能です。

- 3) 出席停止期間は、保健所または担当医等からの指示を優先としますが、保健所または担当医等から期間の明示がない場合は、症状が最初に現れた日の翌日から原則7日間とします。診断書類の提出は求めません。なお、無症状者が5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日経過後（6日目）に解除を可能とします。
- 4) 授業を欠席することを、各授業の担当教員へ連絡してください。
- 5) 出席停止期間中はアドバイザー教員や教務課・学生生活課等に不安なことを相談してください。
- 6) 出席停止期間中の授業については、「やむを得ない事由による欠席」対象となります。登学が許可されたら、『やむを得ない事由による欠席連絡票』を登学が許可されてから遅くとも2週間以内に教務課まで提出してください。
（注）感染が判明した場合は、必ず2)にある通り「報告フォーム」を利用して報告を行ってください。報告がないと「やむを得ない事由による欠席」の対象にならない場合があります。

(3) 濃厚接触者に該当した場合

- 1) 『(1) 発熱等の症状がある場合』と同様に、「出席停止」となります。
- 2) 「報告フォーム」を使って速やかに報告してください。
- 3) 出席停止期間は、保健所または担当医等からの指示を優先としますが、保健所または担当医等から期間の明示がない場合は、当該感染者の発症日又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とし、また、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とします。
- 4) 出席停止期間中の授業については、「やむを得ない事由による欠席」対象となります。登学が許可されたら、『やむを得ない事由による欠席連絡票』を登学が許可されてから遅くとも2週間以内に教務課まで提出してください。『やむを得ない事由による欠席連絡票』に記載する欠席期間は、保健所等から出席停止を指示された期間となります。
（注）濃厚接触者に該当した場合は、必ず2)にある通り「報告フォーム」を利用して報告を行ってください。報告がないと「やむを得ない事由による欠席」の対象にならない場合があります。

(4) 感染、または濃厚接触者の疑いがある場合

- 1) 『(1) 発熱等の症状がある場合』と同様に、「出席停止」となります。
- 2) 「報告フォーム」を使って速やかに報告してください。
- 3) 本条項による場合の出席停止期間は、検査結果がわかるまでとなります（保健所等の指示に従ってください）。感染が判明した、または濃厚接触者に該当した場合は、上記『(2) 感染が判明した場合』、『(3) 濃厚接触者に該当した場合』のとおりとなります。
なお、PCR検査を受検することになった場合は、検査結果が判明するまで自宅待機とします。
- 4) 出席停止期間中の授業については、「やむを得ない事由による欠席」対象となります。

登学が許可されたら、『やむを得ない事由による欠席連絡票』を登学が許可されてから遅くとも2週間以内に教務課まで提出してください。『やむを得ない事由による欠席連絡票』に記載する欠席期間は、保健所等から出席停止を指示された期間となります。

(注) 感染、または濃厚接触者の疑いがある場合は、必ず2)にある通り「報告フォーム」を利用して報告を行ってください。報告がないと「やむを得ない事由による欠席」の対象にならない場合があります。

(5) 基礎疾患等を有する場合

- 1) 対面授業を受講するにあたり、基礎疾患等を有するため新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある場合は、主治医（医療機関）へ相談してください。
- 2) 1) により、対面授業を受講することが困難と主治医（医療機関）が判断した場合は、本学保健センターへ申し出てください。診断書もしくは障害者手帳等を確認の上、オンラインでの学修機会を確保します。

7. 学内で感染者が発生した場合の対応について

(1) 臨時休校および消毒の実施

- 1) 学内で集団感染（クラスター）等が発生した場合、兵庫県の衛生主管部局の指示に従い、一時的に臨時休校の措置等を判断することがあります。
- 2) 1) により消毒命令が出された場合、その指導に基づき、日常の消毒に加えて必要箇所の消毒を行います。

(2) 授業等の取り扱い

- 1) 臨時休校の連絡は、CampusSquareの掲示板やホームページ等で行います。
- 2) 振替授業は、全てオンラインで実施されます。なお、終日臨時休校期間中に限り、通常の時間割と同一の曜日時限で、同時双方向（リアルタイム）型で振替授業を実施される場合があります。
- 3) 振替授業の実施日や形式等については、授業担当教員の指示に従ってください。

(3) 個人情報の取り扱い

- 1) 混乱を生む不確定な情報の発信や感染者等の誹謗中傷などを記した SNS 等の情報拡散を禁じます。
- 2) 感染者等に対する偏見や差別が一切あってはならないことを、常に意識してください。

【新型コロナウイルス感染症について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html